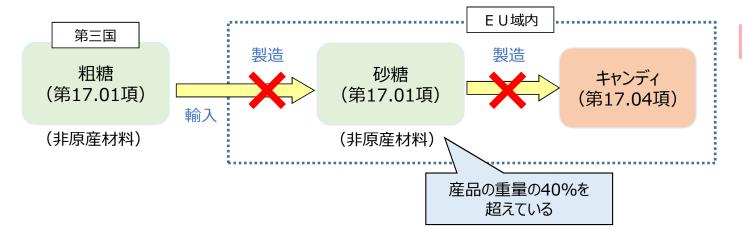
| 産品名 | キャンディ | HS番号 | 第17.04項(HS2017) |
|----------|--|--------------------------|-------------------------|
| 協定名 | 日EU協定 | 特恵符号 (申告時の原産品申告書等の記載) | C1 (関税分類変更基準を満たす 産品) |
| 品目別原産地規則 | CTH。ただし、生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が産品の重量の40%を超えないことを条件とする。 | | |
| 概要 | 材料を確認したところ、キャンディに使用される砂糖(第17.01項)は、第三国からEU域内に輸入した粗糖(第17.01項)からEU域内で製造されているものの、第17.01項の品目別原産地規則「CTH」を満たさない非原産材料であることが判明。当該非原産材料である砂糖の総重量が産品の重量の40%を超えており、第17.04項の品目別原産地規則を満たしていない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。 | | |



品目別規則を満たすための要件

生産において使用される第17.01項の 非原産材料の総重量が産品の重量の 40%を超えないことが必要